

事件名	健康保険組合イメージキャラクター利用事件
判決日・事件番号	東京地判平成 27・1・29（平成 25（ワ）8146）
出典	最高裁HP
事案の概要	健康保険組合機関誌等の制作会社である原告が制作したキャンペーンのイメージキャラクターのイラストを、被告が、マウスパッド等の関連プロダクトに一部改変して利用し、当該関連プロダクトを原告以外の会社に製作させたため、原告が、被告に対して損害賠償請求を求めた事案。
請求の結論	一部認容
関係条文	著 2 条 1 項 1 号／著 20 条／民 415 条／民 709 条
著作物の種別	キャラクターイラスト（美術）の著作物
原告著作物	キャンペーン活動に利用するイメージキャラクターのイラスト
著作物性	認容
被告行為	原告が制作したイラストを利用した関連プロダクト製作を優先的に依頼するとの契約に反し、被告が、原告以外の会社に関連プロダクトを製作させた行為
権利の種類	複製権、翻案権、著作者人格権（同一性保持権）
主な争点	1. 本件諸イラストが著作物であるか否か 2. 被告が原告の同一性保持権を侵害したか否か 3. 原告の損害
判旨	1. 本件諸イラストは、オリジナルのキャラクターを使用して、様々な状況、属性等を書き分けて表現したものであるため、創作性があり、著作物である。 2. 被告の改変について、原告に許諾を得ていたと認められず、また、原告の意思に反するものと認められるため、同一性保持権を侵害したと認められる。 3. クリアファイルについては、被告が他の業者に発注した金額が 8 2 万 4 0 0 0 円であるところ、原告は 2 4 万 7 8 0 0 円で外注できたので、差引 5 7 万 6 2 0 0 円の粗利益を得られたと認められる。一方、ポスターについては、原告主張の粗利益率 7 5 % は、単価が高額のポスターのものであり、一般的なポスターの粗利益率の平均値 4 1 . 9 % と大きくかい離する。そのため、ポスターについての逸失利益額の算定には 4 1 . 9 % を用いるのが妥当である。
特記事項	特になし。
作成者コメント	優先的に発注を受けるべき制作会社に許諾を得ずに無断でイラストを利用した場合に、どのような損害額の算定が行われるかが明確に示されている。
作成者	榎田 剛
作成日	平成 27 年 6 月 24 日